

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

## 奈良県人事委員会規則第二十号

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。  
別表第二出先その他の機関の項中「幼稚園」を「認定こども園」に改める。  
別表第九本庁の項中「課長」を「課長 主幹」に、「教育次長」を「教育次長 主幹」に改める。

## 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。